

○広島修道大学大学院経済科学研究科学学位論文及び最終試験に関する細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則(以下「学則」という。)、広島修道大学学位規程(以下「学位規程」という。)及び広島修道大学大学院経済科学研究科履修細則に定める博士論文、修士論文、特定課題研究論文及び最終試験に関して必要な事項を定める。

(特定課題研究論文)

第2条 特定課題研究論文とは、博士前期課程において課題研究コース修了予定者が「課題研究Ⅰ」及び「課題研究Ⅱ」の成果として提出する論文(以下「課題成果論文」という。)2本をいう。

第2章 課程修了による博士の学位

(論文指導委員会)

第3条 課程修了による博士の学位を申請する者(以下、この章において「学位申請者」という。)は、論文提出に先立ち、論文指導委員会による指導を受けるものとする。

2 論文指導委員会は、研究科委員会の選んだ博士後期課程担当教授3名以上の委員によって構成し、1名が責任者となる。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、論文指導委員会に他研究科又は他大学の大学院等の教員等を加えることができる。

(論文指導委員会設置申請手続き)

第4条 論文指導委員会の設置申請は、学位申請者が指導教員の承認を得て、次の書類を6月末日又は12月25日までに研究科長に提出して行うものとする。

(1) 論文指導委員会設置申請書 1通

(2) 博士論文の概要 1通

(論文指導委員会設置申請の要件)

第5条 論文指導委員会の設置を申請できる者は、原則として、以下の要件を満たすものとする。

(1) 主題に関する論文が2本以上あることを原則とする。

(2) 主題に関する論文は公刊論文であることを原則とする。

(3) 主題に関する学会報告があることが望ましい。

(論文指導委員会による指導)

第6条 論文指導委員会による論文作成指導は、原則として1年間とし、博士論文として提

出できるように指導する。ただし、学則第26条第1項ただし書き及び同条第3項ただし書きが定める優れた研究業績を上げた者についての指導期間は6カ月とする。

2 論文指導委員会は、論文指導の結果を研究科長に報告するとともに、申請者に通知する。

(博士論文提出の要件)

第7条 博士論文を提出する者は、原則として、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 主題に関する論文が3本以上あることを原則とする。
- (2) 主題に関する論文は公刊論文であることを原則とする。
- (3) 主題に関する学会報告があることを原則とする。

(博士論文の受理)

第8条 研究科長は、博士論文の提出があったときは、当該論文を受理すべきか否かを研究科委員会に諮るものとする。

(課程修了による博士論文の審査委員会)

第9条 博士論文の受理が決定された場合、論文指導委員会の責任者を主査委員とし、研究科委員会の選んだ博士後期課程担当教授2名以上の審査委員が論文の審査を行う。ただし、必要がある場合は、他研究科又は他大学の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

(課程修了による博士論文の評価審査基準)

第10条 審査委員会は、次項の基準に基づき総合的に判断して博士論文の審査を行う。

2 博士論文の評価基準は、次の各号のとおり。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究である。
- (2) 研究テーマ、研究内容及び研究方法が適切である。
- (3) 論旨が明確であり、論述に論理性及び一貫性がある。
- (4) 既存の研究に独自の知見を加えた新規性あるいは独創性を有している。
- (5) 当該専門分野に対して学術上の寄与が認められるものである。
- (6) 先行研究の引用等、論文としての形式が適切である。
- (7) 研究倫理面の配慮が適切かつ十分になされている。

3 最終試験の評価基準は、次の各号のとおり。

- (1) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいた能力を有していること。
- (2) 前項に定める学位論文の評価基準に関する質疑に対して論理的かつ明快に応答ができること。

(課程修了による博士論文の審査の期間)

第11条 論文の審査及び最終試験は、論文を受理した日の属する年度の8月末日又は2月末日までに修了するものとする。

第3章 論文提出による博士の学位

(論文提出による博士論文の受理委員会)

第12条 論文提出による博士の学位を申請する者(以下、この章において「学位申請者」という。)は、論文提出に先立ち、受理委員会による予備審査を受けるものとする。

2 受理委員会は、博士論文と関連の深い科目を専攻する博士後期課程担当教授3名をもって組織する。その際、研究科長は受理委員会の責任者を、博士論文の専門領域に最も近い教員の中から1名委嘱し、委嘱された責任者は2名の適任者を選び、研究科長に報告するものとする。

3 受理委員会は、提出された博士論文が審査対象としての要件を備えているか否かの審査を行うものとする。

4 受理委員会は、前項における審査結果について、研究科長に報告しなければならない。

(受理委員会設置申請手続き)

第13条 受理委員会の設置申請は、学位申請者が次の書類を研究科長に提出して行うものとする。ただし、必要がある場合には、下記以外の書類の提出を求めることができる。

(1) 博士論文予備審査申請書 1通

(2) 博士論文 3部(コピー可)

(3) 博士論文の概要 1通

(4) 履歴書及び業績報告書 1通

(博士論文の受理)

第14条 研究科長は、前条における審査の結果、博士論文が審査対象要件を備えていると判断された場合、当該論文を受理すべきか否かを研究科委員会に諮るものとする。博士論文の受理を決定する研究科委員会の議事は、博士後期課程担当教授の3分の2以上の出席を要し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(論文提出による博士論文の審査委員会)

第15条 博士論文の受理が決定された場合、受理委員会の責任者を主査委員とし、研究科委員会の選んだ博士後期課程担当教授2名以上の審査委員が論文の審査を行う。ただし、必要がある場合は、他研究科又は他大学の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文提出による博士論文の評価基準)

第16条 審査委員会は、次項の基準に基づき総合的に判断して博士論文の審査を行う。

2 博士論文の評価基準は、次の各号のとおり。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究である。
- (2) 研究テーマ、研究内容及び研究方法が適切である。
- (3) 論旨が明確であり、論述に論理性及び一貫性がある。
- (4) 既存の研究に独自の知見を加えた新規性あるいは独創性を有している。
- (5) 当該専門分野に対して学術上の寄与が認められるものである。
- (6) 先行研究の引用等、論文としての形式が適切である。
- (7) 研究倫理面の配慮が適切かつ十分になされている。

3 最終試験の評価基準は、次の各号のとおり。

- (1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた能力を有していること。
- (2) 前項に定める学位論文の評価基準に関する質疑に対して論理的かつ明快に応答ができること。

(学力の確認)

第17条 学位規程第12条第2項に定める学力確認は、学位申請者の公表した学術論文等の審査によるものとする。

2 外国語に関する学力確認については、学位申請者の公表した外国語に関する翻訳、学説紹介、引用若しくは学術論文等の審査又は筆答若しくは口頭による試問により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学位申請者の公表した学術論文等の内容によっては、外国語に関する学力確認の一部を免除することができる。

第4章 修士の学位

(修士論文及び修士論文題目届の提出)

第18条 修士論文は、1月7日（前期末修了の場合は7月7日）までに指導教員を経て研究科委員会に提出しなければならない。

2 修士論文題目届は、6月末日（前期末修了の場合は5月末日）までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

3 修士論文題目確定届は、11月末日（前期末修了の場合は6月末日）までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

(修士論文の作成及び提出の様式)

第19条 修士論文の作成様式は、原則として次の各号の定めるところによる。この様式によらない場合は、指導教員と相談し、その指示に従うものとする。

- (1) 日本語又は英語で作成する。
- (2) ワードプロ印字により作成する。

〈日本語による作成〉

- ① A4判たての用紙に横書きし、1頁当たり1200字（1行40字30行）とする。
- ② 枚数は、原則として本体（注記、図表を含む）33枚以上、その要旨3枚程度とする。

〈英語による作成〉

- ① A4判たての用紙に1行80字程度、1頁25行とする。
- ② 語数は、原則として本体（注記、図表を含む）17,000語以上、その要旨1,200語程度とする。

2 修士論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 黒表紙を付け、黒紐で綴り、3部（コピー可）を提出する。
- (2) 表紙には、修士論文題目、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

（特定課題研究論文の提出）

第20条 特定課題研究論文は、1月7日までに指導教員を経て研究科委員会に提出しなければならない。

（特定課題研究論文の作成及び提出の様式）

第21条 特定課題研究論文の作成様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 課題成果論文2本を1冊にまとめる。
- (2) 課題成果論文は、指導教員の承認を得て、修了学期に提出するものを除き、単位修得後に補正することを認めるものとする。

2 特定課題研究論文の提出様式は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 黒表紙を付け、黒紐で綴り、3部（コピー可）を提出する。
- (2) 表紙には、特定課題研究論文と題し、構成する各課題成果論文題目、各授業科目名、各担当教員名、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

（課題成果論文の提出）

第22条 課題成果論文は、次の期日までに「課題研究Ⅰ」又は「課題研究Ⅱ」の授業科目担当者に提出しなければならない。

- (1) 前期 7月7日
- (2) 後期 1月7日

(課題成果論文の作成及び提出の様式)

第23条 課題成果論文の作成様式は、原則として次の各号の定めるところによる。この様式によらない場合は、指導教員と相談し、その指示に従うものとする。

- (1) 日本語又は英語で作成する。
- (2) ワープロ印字により作成する。

〈日本語による作成〉

- ① A4判たての用紙に横書きし、1頁当たり1200字（1行40字30行）とする。
- ② 枚数は、原則として本体（注記、図表を含む）9枚以上、その要旨1枚程度とする。

〈英語による作成〉

- ① A4判たての用紙に1行80字程度、1頁25行とする。
- ② 語数は、原則として本体（注記、図表を含む）4,300語以上、その要旨400語程度とする。

2 課題成果論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 表紙を付け、1部を提出する。
- (2) 表紙には、授業科目名、担当教員名、課題成果論文題目、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

(提出期日の特例)

第24条 第4条、第11条、第18条、第20条及び第22条に定める論文とそれに伴う諸届の提出にかかる期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、以後最初の平日とする。

(修士論文又は特定課題研究論文の審査委員会)

第25条 修士論文又は特定課題研究論文の審査は、当該論文を提出した者（以下、この章において「学位申請者」という。）の指導教員を主査委員とし、研究科委員会の選んだ2名以上の審査委員により構成する審査委員会がこれを行う。

(修士論文又は特定課題研究論文の評価基準)

第26条 審査委員会は、次項の基準に基づき総合的に判定して審査を行う。

2 修士論文の評価基準は、次の各号のとおり。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究である。
- (2) 研究テーマ、研究内容及び研究方法が適切である。
- (3) 論旨が明確であり、論述に論理性及び一貫性がある。
- (4) 論文の内容が新規性あるいは独創性を有している。

(5) 先行研究の引用等、論文としての形式が適切である。

(6) 研究倫理面の配慮が適切かつ十分になされている。

3 特定課題研究論文の評価基準は、次の各号のとおり。

(1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究である。

(2) 研究テーマ、研究内容に実務上の問題意識が反映されている。

(3) 研究方法が経済科学研究科の教育内容に照らして適切である。

(4) 論旨が明確であり、論述に論理性及び一貫性がある。

(5) 先行研究の引用等、論文としての形式が適切である。

(6) 研究倫理面の配慮が適切かつ十分になされている。

4 最終試験の評価基準（修士論文）は、次の各号のとおり。

(1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた能力を有していること。

(2) 第2項に定める学位論文の評価基準に関する質疑に対して論理的かつ明快に応答ができること。

5 最終試験の評価基準（特定課題研究論文）は、次の各号のとおり。

(1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた能力を有していること。

(2) 第3項に定める学位論文の評価基準に関する質疑に対して論理的かつ明快に応答ができること。

（修士論文又は特定課題研究論文の審査の期間）

第27条 修士論文又は特定課題研究論文の審査は、論文提出後2カ月以内にこれを行う。

第5章 その他

（その他の必要事項）

第28条 この細則に定めるもののほか、学位論文等の取扱いに必要な事項は研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

（事務担当）

第29条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

（細則の改廃）

第30条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2014年8月7日に制定し、2014年4月1日から施行する。

2 この細則の施行をもって、広島修道大学学位規程に関する経済科学研究科内規は廃止する。

- 3 この細則は、2020年7月1日に第3条第1項、第10条、第12条第1項、第16条、第25条及び第26条を改正し、2020年4月1日に遡って施行する。
- 4 この細則は2024年12月11日に、題名、第1条、第4条、第9条の見出し、第10条（見出しを含む）、第11条の見出し、第12条の見出し、第15条の見出し、第16条（見出しを含む）、第24条、第4章の章名、第25条の見出し、第26条（見出しを含む）及び第27条の見出しを改正し、第29条、第30条及び第5章を追加して、2025年4月1日より施行する。ただし、2024年度以前に入学した者については第24条を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。